平成２５年（フ）第１１８９号
大阪府松原市天美北２丁目４番５号
債務者　金川　光夫
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２３６号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目２番11―103号
債務者　呉　　綺美（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４７号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番31―401号
債務者　石川　俊彦
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２５０号
堺市南区三原台１丁１番２―801号、前住所堺市南区三原台１丁１番２―901号
債務者　神丸真紀子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
堺市南区高倉台２丁７番15号　ハイツ高倉Ｂ棟103号
債務者　津本手鶴子（旧姓坂根）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
釧路市春採４丁目28番15号
債務者　ヒシヌマ硝子こと　菱沼　徹雄
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２０７号
釧路市春採４丁目28番15号
債務者　菱沼ヒサ子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５６号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目８番19号
債務者　五十嵐一弘
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２号
神奈川県大和市柳橋２丁目４番地７　サカエヴィレッジ柳橋205
債務者　渡邉百合子（旧姓俵・大木）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート６棟611号
債務者　武藤　幸三
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７２号
千葉市若葉区西都賀３丁目３番７号　西都賀ハイリビング壱番館１Ｅ
債務者　白石　光弘
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月14日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９１号
東京都町田市金井２丁目２番地26ハイムエクセル102
債務者　山田　雅也
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２８号
岡山市南区当新田448―７フローレス当新田Ｉ403、住民票上の住所岡山市南区浜野２丁目３番45―１号クレストタウンメイプルＡ―202号室
債務者　祇園　貴美
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２４号
岡山市東区西大寺南２丁目16番20号
債務者　岡森　雅浩
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５５号
岡山市中区高島２丁目６番２号306高島市営住宅Ｄ403番館22号
債務者　塩田　博之
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４３号
横浜市旭区東希望が丘67番地
債務者　美濃　秀明
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部